

令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託

(2) 業務目的

佐野市では、第3期データヘルス計画において、国民健康保険被保険者特定健康診査受診率の最終年度(R11)目標を45%としていることから、未受診者の分析を行い、効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託仕様書」を参照のこと。

(4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月27日

2 提案限度額等

(1) 提案限度額

本業務の提案限度額は、5,500,000円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(2) 最低制限価格 無

3 公募型プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

特定健康診査の未受診理由は様々な要因があり、未受診者全員に一律の勧奨をしても十分な効果は期待できない。このため、効率的・効果的な実施には適切な対象者選定と対象者の状況に合わせた勧奨が必須であり、未受診者に関するデータを多量に蓄積、科学的に解析することが適当である。

業務の実施に当たり、質の高い勧奨を実現するため、価格による競争ではなく、事業に対する考え方、理解力等、事業者の持つノウハウを最大限活用していく必要があることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

4 提案参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 佐野市のR7・8物品役務入札参加資格者名簿で、「大分類U(その他の役務の提供)」のうち「小分類3(福祉・医療関連業務)」又は「小分類8(その他の役務の提供)」に登録されている者であること。

(4) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は、情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001(JISQ27001)の認証を受けていること。

(5) 過去5年間(令和2年度から令和6年度)に類似する受診勧奨業務(自治体以外の健診の受診勧奨業務や、自治体の特定健診以外の健診(がん検診など)の受診勧奨業務)又は、同種同業務(市町村国保の特定健診受診勧奨業務)について実績を有する者であること。

- (6) 本市の市税の滞納がないこと。
- (7) 応募法人の役員等は、佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)第2条第4項に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

5 選定スケジュール

実施内容	実施時期(令和7年度)
実施手続き開始の公告、証明書の交付	令和7年4月11日(金)
参加表明書の提出期限	令和7年4月28日(月)
質問受付締切	令和7年4月30日(水)
質問回答	令和7年5月7日(水)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	令和7年5月7日(水)
提案書の提出期限	令和7年5月16日(金)
プレゼンテーション及び質疑応答	令和7年5月26日(月)
特定・非特定通知書の通知	令和7年5月30日(金)

6 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

(1) 参加表明書の作成様式

- ①参加表明書(様式1)
- ②参加資格要件確認表(様式2)
- ③提案企業概要調書(様式3)

(2) 記載上の留意事項

- ①各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること
- ②実績については、過去5年以内の同種または類似の業務実績を記入すること

(3) 問合せ先(担当課)

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市健康医療部医療保険課国保係

TEL 0283-20-3024(直通)

FAX 0283-21-3254

e-mail:iryuhoken@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールによるものとする。

7 参加表明書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年4月28日(月)午後5時15分まで(必着)

- (2) 提出場所 6(3)に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
- (4) 提出部数 参加表明書等の提出部数は、正1部、副8部とする。

8 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定されなかった旨を書面にて通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求められることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ① 受付場所 6(3)に同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (5) 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

9 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

- (1) 提出書類一式
 - ① 提案書(様式4)
 - ② 公募申込書(様式5)
 - ③ 誓約書(様式6)
 - ④ 事業者概要(様式7)
 - ⑤ 事業スケジュール(様式8)
 - ⑥ 見積書(任意様式) 本業務に係る見積書(内訳含む)を作成すること。ただし、提案限度額を超えることはできない。
 - ⑦ 個人情報保護(様式9) 個人情報保護の管理方針と方法について記載すること。
- (2) 記載上の留意事項
 - ① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。
 - ② 当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素でわかりやすいものとする。
- (3) 問合せ先 6(3)に同じ

10 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時15分まで(必着)

- (2) 提出場所 6(3)に同じ
- (3) 提出方法 持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。なお、申請に際しては書類の確認を行うため、事前に電話にて予約の上、持参するものとする。
- (4) 提出部数 提案書等の提出部数は、9(1)②から⑦までを正1部、副8部とする。なお、①提案書(様式4)は正に1部添付すること。
また、提出書類はA4縦型リングファイルまたはフラットファイル(2穴)に左綴じとする。ファイルの表紙及び背表紙に「令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託公募申込書」「法人名」「正本または副本(表紙のみ)」を記載し、各種書類の間には書類の名称を記載した仕切り紙を挟み、仕切り紙には提出書類に対応する番号を記したインデックスを付けること。
- (5) 提出書等の作成及び提出上の留意事項
 - ①提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製する。
 - ②提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

11 要領及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

- (1) 質問の内容
質問の内容は、本要領及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 受付期間
公告の日から令和7年4月30日(水)午後5時15分まで(必着)
- (3) 提出方法
 - ①質問・質問回答書(様式10)を用いること。
 - ②持参又は郵送、FAXもしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること。
 - ③持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
 - ④電話による問合せは受け付けない。
- (4) 受付場所 6(3)に同じ
- (5) 回答方法 回答は、令和7年5月7日(水)までに、市ホームページに掲載する。

12 プレゼンテーション及び質疑応答

- (1) 日時 令和7年5月26日(月)
- (2) 場所 佐野市市民活動スペース
※詳細な日時等については、「提案書の提出者の選定等通知」により連絡することとする。
- (3) 実施方法
 - ①プレゼンテーションは10分、質疑応答は5分、合計15分を目安とする。
 - ②プレゼンテーションは非公開とする。
 - ③プレゼンテーションの実施方法は自由形式とし、電子機器の利用を可とする。(必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクター、パソコンは本市が用意する。その際、事前に機材の仕様について確認すること。)

④プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

⑤プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

13 提案書を特定するための基準

(1) 評価基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価の視点	配点
1 業務実績	過去5年間(令和2年度～令和6年度)に類似の受診勧奨業務を受託された実績があるか。	5
2 受診率向上実績	過去5年間(令和2年度～令和6年度)に類似の受診勧奨業務又は同種同業務の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか。	10
3 実施体制	過去5年間(令和2年度～令和6年度)に本業務責任者が類似又は同種同業務を担当して完了した実績があるか。	5
4 提案金額	見積金額及び積算内訳から次のとおり算出する 評価点=配点×(提案者の中の最低提案事業費)÷(当該提案者の提案事業費)	5
5 実施方針	目的・内容・要件等を理解し、適切に反映した実施方針になっているか。(通知物の送付計画等含む)	5
6 提案内容	事業目的達成に向けて効率的・効果的な提案内容となっているか。	5
	対象者の特徴に応じた通知の内容とするなど、個別性に特化した受診行動を促す工夫がなされているか。	15
	継続受診者の増加が期待できるものか。	5
	新規国保加入者※1、及び40・50歳代の健診受診を期待できるものであるか	5
	効果検証は適切なものとなっているか(翌年度に寄与するものであるか)	5
	佐野市の課題を踏まえた内容になっているか	10
7 業務執行技術力	栃木県国民健康保険団体連合会と共同実施契約の締結を行っているか。	15
8 提案の独自性	佐野市の実施体制を踏まえたうえで、事業者ならではの強みを生かした独自の提案になっているか。	5
9 ヒアリング・プレゼンテーション	ヒアリング・プレゼンテーションにおける内容説明と質疑に対する回答は適切か。	5
合計		100

※1 今年度40歳になる者や、前年度途中で国保に加入し、該当年度に初めて特定健康診査の対象として、受診券の交付を受けたもの。

(2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高いものを最優秀者とする。ただし最上位の点数の者が複数ある場合には、(1) 評価基準の「提案内容」の項目の点数が最上位の者を選定する。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

(3) 基準点

配点合計の60%以上の得点である60点以上とする。

14 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。
- (2) 提出された提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨を書面にて通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ① 受付場所 6(3)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
- (4) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行うこととする。

15 契約等に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書の受領及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最優秀者が、特定後に本実施要領に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。
- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。また、支払いは作業完了後の一括払いとする。

16 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等は無

効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本実施要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為があった場合

17 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。
- (6) 本実施要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。